

令和5年度 第1回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和5年4月14日（金）

午後2時00分～2時55分

場所 沖縄県庁6階特別第2会議室

出席者

委員 12名

（会場参加）

赤嶺 博之 委員

上原 亀一 委員

大嶺 嘉昭 委員

八前 隆一 委員

新立 弘子 委員

山川 彩子 委員

（Web参加）

池田 博 委員

大城 和夫 委員

当真 聡 委員

大谷健太郎委員

藤田 喜久 委員

城間 恒浩 委員

事務局職員 5名

井上 顕（事務局長）

紫波 俊介（主任書記）

秋田 雄一（主任書記）

本永 文彦（主任書記）

米丸 浩平（書記）

高江洲 尚司（書記）

水産課職員

中山 優花（水産課職員）

事務局前担当

加藤美奈子

○事務局長（井上） 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、委員会を始めさせていただきます。

まずは、資料の確認です。

本日の資料は、議事次第、議案書、議案に関する添付資料が2つ、委員会指示集の合計5種類でございます。不足がありましたらお申しつけください。

それと、いつもの約束事です。

携帯をお持ちの方は、マナーモードの設定をお願いします。

発言の際には、挙手の上、議長の指名を受けた後にお願いします。

途中退席される際には、挙手の上、議長の許可の下、退席されてください。

本日はウェブ併用の会議となっております。会場にお越しの方は、専用のマイクがありますので、スイッチをオンにしてから発言をお願いします。

また、ウェブ参加の方は、発言をされる際にマイクをオン、それ以外ではオフをお願いします。カメラは原則としてオンにしてください。

それから、会議の資料については、通信速度の関係もあり画面共有しないよう進めてきましたが、ご意見ありませんでしょうか。

不都合ある方があれば、画面共有して進行していきたいと思います。なければ、画面共有しないで進行したいと思います。

本日は令和5年度最初の海区漁業調整委員会となっております。人事異動により事務局の職員も替わっておりますので、最初に事務局の職員を紹介いたします。

まず、事務局長は近藤の代わりに井上が務めさせていただきます。今後ともよろしくお願ひいたします。

また、海区の担当が、秋田になります。

○事務局（秋田） よろしくお願ひいたします。

○事務局長（井上） 井上の後任として漁業権を担当する紫波になります。

○事務局（紫波） よろしくお願ひいたします。

○事務局長（井上） 赤嶺の後任に、引き続き米丸が担当させていただきます。

○事務局（米丸） よろしくお願ひいたします。

○事務局長（井上） 許認可関係や漁船の登録、遊漁の登録をいたします高江洲になります。

○事務局（高江洲） よろしくお願ひいたします。

○事務局長（井上） 同じく去年も許認可や漁船登録をしました中山になります。

○事務局（中山） よろしくお願ひいたします。

○事務局長（井上） 再任用で力を貸していただいている漁業権担当の本永になります。

そして、いろいろとお世話をさせていただく非常勤の大城になります。

○事務局（大城） よろしくお願ひいたします。

○事務局長（井上） あと、コメンテーターとして前任の担当の加藤がお

ります。

それでは1年間、よろしく願いいたします。

では、ただいまより令和5年度第1回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に、本日の出席状況を確認させていただきます。

本日の出席状況ですが、15名中12名のご出席いただいております。会場には、上原会長、赤嶺委員、大嶺委員、八前委員、新立委員、山川委員の6名にお越しいただいております。ウェブでは、池田委員、大城委員、当真委員、大谷委員、城間委員、藤田委員の6名にご参加をいただいております。委員定数15名に対し12名のご出席があり、本日の委員会は成立しております。

それでは、本委員会の議事の進行につきましては、運営等規程第6条により、上原会長に以後の会議の進行をお願いいたします。上原会長、よろしく願いいたします。

○上原議長 はい、皆さん、こんにちは。

(「こんにちは」という声、あり)

○上原議長 これより、令和5年度第1回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

今年度最初の委員会となっております。先ほどご紹介をいただきました新たな事務局員の皆様も含め、委員の皆様、今年一年、よろしく願いいたします。

本日の議題は4題提案をさせていただきます。ご審議をよろしく願いいたします。

審議の前に、本日の議事録署名人は、大嶺委員、あと城間委員のお二人にお願いいたします。

[第1号議案 令和5年漁業権一斉切替に係る漁場計画案に対する答申について]

○上原議長 それでは、議案に入ります。

第1号議案、「令和5年漁業権一斉切替に係る漁場計画案に対する答申について」を提案します。

事務局より提案をお願いします。

○事務局(本永) 事務局の本永です。議案説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

第1号議案、「令和5年漁業権一斉切替に係る漁場計画案に対する答申に

ついて」。令和5年2月6日付、沖縄県諮問農第15号により、知事から諮問のあった海区漁場計画案について、漁業法第11条第4項に基づき、別添のとおり公聴会は開催されたので、その結果を踏まえ、知事への答申内容を審議するものです。

2ページ目には答申の案を載せております。これの内容については、また後ほど説明をいたします。

次に、添付資料をお開きください。

資料の左方に、添付資料1とあります。タイトルは漁業権一斉切替えスケジュール（予定）とあります。このページの真ん中ほどに四角で囲んでいる箇所が今回の審議に係るものです。令和5年、今年最初の2月10日に、漁場計画案の策定をして、公表をしております。県から海区委員会へ諮問が行われました。それから3月中下旬に海区委員会による公聴会を開催しております。計5か所で行いました。4月13日、本日です。海区委員会から県へ答申予定としております。その後、決定しました海区漁場計画案を公表して県のホームページに掲載予定としております。

では、次めくってください。

左方に沖縄県諮問農第15号とあります。これが2月10日に県から本委員会に諮問のあったものとなっております。詳しい説明は割愛します。

次のページご覧ください。

ページの上のほうに、黒四角（1）海区漁業計画案の訂正についてとあります。2月10日に、県から本委員会に諮問があった後、漁場計画案の内容について訂正を幾つか行っています。その都度県のホームページでも訂正箇所を掲載しており、一部は3月の本委員会でも説明済みです。

（1）から（4）まで4件あります。詳しい説明は省きますが、ざっと振り返りたいと思います。

まず（1）座標点の訂正、①、②、③と座標値の誤りがありました。訂正の理由は、座標値を誤って登録したというので、訂正をしております。

（2）共同漁業の、漁業の名称の訂正を行っています。当初、セミエビ・ゾウリエビ漁業として、漁業の時期が8月1日から翌年3月31日までとありましたが、これをセミエビ漁業とゾウリエビ漁業の2種類に分けてあります。それぞれ漁業の時期は、セミエビ漁業が8月から翌年3月、ゾウリエビ漁業が1月から12月としています。訂正の理由については、ゾウリエビ漁業については、沖縄県漁業調整規則などで漁業時期の制限がないことから、当該制限のあるセミエビ漁業と、漁業の名称を分けて取り扱っております。

次に、（3）共同第15号の除外区域の名称の訂正。共同第15号とは、浦

添、宜野湾の地先から那覇市、豊見城市との境界付近までになります。こちらには那覇空港の滑走路がありますが、その名称は正しくは那覇空港第2滑走路のところを那覇空港滑走路としておりました。この訂正をしております。

(4) 共同第16号になりますが、那覇空港第2滑走路は、那覇市側と豊見城市側の2つにまたがる区域となっています。豊見城市側の那覇空港第2滑走路について、座標値の誤りがありました。全ての東経の値が正しくは127.6、あと数字が続くのですが、そのところを127.3の数値で一律間違いがありましたので直しております。

以上が海区漁場計画案の訂正であります。

次に、黒四角の2ですが、これはまた後ほど詳しく説明いたしますが、本委員会が全ての公聴会が終わった後で、申出があったものです。恩納村漁業協同組合からの区画漁業権の漁場区域の縮小に係る申出です。当該漁場を活用する組合からの申出であります。後ほどこれの申出への対応を検討します。

申出の内容を要約しますと、ヒトエグサひび建て式養殖に適さない岩盤の範囲を漁場区域から外し、漁場区域を縮小して漁業権を設定してもらいたいというものです。

次、めくってください。

本委員会が2月10日に公聴会の開催の日時と場所を告示した内容です。これも説明は省きます。

次のページ、上のほうに黒四角で、公聴会の開催結果とあります。公聴会の結果です。3月16日に沖縄本島北部地区と中部地区、さらには3月17日に宮古地区、3月18日に八重山地区、3月28日に沖縄本島南部地区の5か所で開催しております。参加していただいた本委員会の委員はそれぞれ名簿に記載のとおりです。公聴会を5か所で開きましたが、いずれも開催地で公述人はありませんでした。傍聴人としては中部地区に1名、宮古地区で1名、八重山地区で3名おりました。

以上のとおり公聴会は予定どおり開催いたしましたが、公述人はなかったという報告になります。

次、めくってください。

さきの公聴会が全て終わった後、3月30日付で、恩納村漁業協同組合から沖縄県知事宛ての申出になります。タイトルは沖縄海区漁場計画案に係る特区第136号の漁業区域の縮小について。内容としては漁場の適正利用を図る観点から、漁場の区域の縮小を申し出たという内容です。

次のページをめくってください。

変更理由です。こちらは漁場の航空写真もついています。変更理由の中ほ

どにその結果というところの後ですが、岩盤が多く、ひび建てに不適な地盤であるとして、写真の後ろを説明いたします。もともとの漁場の区域はおおむね四角の形をしていますが、左側、白文字で岩盤と書いています。こちらの地域が岩盤で、ヒトエグサのひび建て養殖を行うには、通常鉄筋を打ち込むのですが、それがかなわない場所であったということで、今回、漁場として利用できない区域を外して縮小してもらいたいという内容です。変更後は三角形の形になるというものです。

次めくってください。

これは変更前のこの漁場における漁場計画の内容です。漁業の名称はヒトエグサひび建て式養殖業です。アンダーラインを引いている箇所を読み上げます。

変更の理由点は団体漁業権として計画されていますので、組合などは免許を受けることができるものです。変更の漁場は新規漁場です。場所ですが、恩納村の真栄田地先になっています。このページの中ほど関係地区とありまして、恩納村とあります。ですので、この漁場は地元の恩納村漁業協同組合が免許を受ける予定のものです。変更前の図面がおおむね四角の漁場区域になっています。

次のページをお願いします。

申出のある座標点で修正をしたものがこの変更後の漁場の内容です。修正箇所は漁場の区域のみで、おおむね三角形の形に似た図になります。

では、ここで添付資料の説明を終わりました、議案書に戻ってください。議案書の3ページです。

以上、公聴会の結果、それから公聴会の後に行われました組合からの申出、この2点についての答申の案になります。ではちょっと読み上げます。

令和5年漁業権一斉切替に係る海区漁場計画案について（答申）。

令和5年2月6日付、沖縄県諮問農第15号で諮問のあった見出しの件については、公聴会を開催し、その内容を審議した結果、下記のとおり答申します。また、恩納村漁業協同組合から申出のある区画漁業権の漁場区域の縮小についても併せて答申します。

そして、1. まず共同漁業権について、公聴会での公述人はありませんでしたので、案としては海区漁場計画案の内容に対し、異議はない、になります。

2. 定置漁業権について、これも公聴会での公述がありませんので、海区漁場計画案の内容に対し、異議はない、になります。

3. 区画漁業権について、こちらも同様でして、公述人はありませんでし

たので、海区漁場計画案の内容に対し、異議はない、になります。

次に、公聴会の後に恩納村漁業協同組合からの漁場区域の縮小に係る申出については、検討した結果を案として示しています。まず①申出者は漁業権漁場を活用する組合であること。この漁業認定を受ける予定の組合がということ。②漁業権の種類は、団体漁業権であり、組合にのみ免許される漁場であること。③漁場区域の縮小であって利害調整上のトラブルを招くおそれがないことに鑑み、申出のとおり漁業権を設定することに異議はないとする案を記載しております。

以上、第1号議案の答申案についてご審議、よろしくお願いいたします。

○上原議長 ただいま第1号議案についての提案説明がございました。この件について、委員の皆様から何かご意見があればよろしくお願いをいたします。

○城間委員 会長、よろしいでしょうか。

○上原議長 はい、どうぞ。

○城間委員 城間です。

念のため確認ですが、異議というわけではないですが、先ほどの添付資料、別添資料1のスケジュールの中で、本日4月13日という説明があったのですが、これは今日14日ではないでしょうか。そこだけ確認です。

○事務局（本永） はい、大変失礼いたしました。議事次第の日付は14日で間違いはないですが、添付資料の1ページ目は記載ミスです。あとで訂正しておきたいと思います。

○上原議長 ついでに公聴会の日にも間違っているので、直してください。宮古、八重山同じ日です。

○事務局（本永） 重ねて、申し訳ありません。公聴会の開催結果の表ですが、八重山地区の開催日は宮古地区と同じ3月17日になります。訂正をお願いいたします。

○上原議長 城間委員、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

1号議案については、特にご意見等ございませんので、お諮りをしたいと思います。

第1号議案について、事務局提案のと通りの答申案について、原案のとおり承認をしてよろしいでしょうか。

（「はい」という声、多数あり）

○上原議長 ありがとうございます。

第1号議案については、事務局提案のと通りの答申案について承認をする

ことといたします。

この件について、今後のスケジュール等について、事務局より説明があるということですので、事務局、よろしく申し上げます。

○事務局（本永） 事務局から説明します。

添付資料1の表の紙、1ページをお開きください。

このページの下の方にあります8月上旬に本委員会を開催しまして、最後の漁業権切替えの仕上げになります。免許について県から海区委員会へ諮問を行い、当日付で海区委員会から県に答申を受けることとしております。

○上原議長 ありがとうございました。

【第2号議案 知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案について】

○上原議長 次に、第2号議案、「知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案について」を提案します。

事務局より説明をしてください。

○事務局（中山） 事務局より第2号議案について説明させていただきます。

「知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案について」、議案書の4ページをご確認ください。

沖縄県漁業調整規則第4条第1項に掲げる漁業に関し、下記のものに係る許可の手続を行うため、漁業法第58条において準用する第42条及び規則第11条の規定に基づき、許可に係る制限措置及び申請すべき期間を定めて公示する必要があります。

当該公示に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について、規則第11条第3項の規定に基づき、沖縄県知事より当委員会に意見が求められていますので、ご審議願います。

5ページをお開きください。

こちらが今回沖縄県知事より当委員会への提出されている諮問となります。ご確認ください。

本議案に関しましては、定期的にお諮りさせていただいている内容となっていますので、少しかいつまんで説明させていただきます。

6ページの概要をご覧ください。

1. 新規の許可の公示について。沖縄県漁業調整規則の規定により、知事許可漁業について、新規の許可を行う場合、その許可に係る制限措置及び申請すべき期間を定めて公示する必要があります。今回、以下のものに係る許可の手続を行うため、当該漁業の許可に係る制限措置及び申請すべき期間を

定めて公示します。今回の公示内容は、記載のとおりです。

1番、許可等をすべき数を管理する漁業。潜水器、さんご漁業、こちらが令和5年6月から令和5年8月に有効期間満了を迎えるもの。新規許可を要望するもの。次に、まぐろはえ縄漁業、こちらは新規の許可を要望するもの。以上の対象者について、公示案1で記載しております。

2番、許可等をすべき数を制限しない漁業。こちらはかつお一本釣、底魚一本釣、小型定置網、敷網、追込網漁業。令和5年6月1日以降の新規の許可を受ける者を対象に公示案にて記載しております。

2、許可をすべき漁業者の数について。上記の公示に先立って、沖縄県漁業調整規則に基づく漁業許可等の取扱い方針第6の規定に基づき、許可の更新及び新規の要望について確認を行いました。その結果、また、その他の事情を踏まえた上で、許可すべき漁業者の数等を整理いたしました。こちら詳しくは後ほど別添資料にて説明いたします。

3、制限措置の内容、規則第11条第1項に掲げる、下記1から5の内容及び申請すべき期間を漁業種類ごとに定めています。詳細は公示案1、2のとおりとなっております。

続きまして、7ページに移ります。

こちらは、公示案1となっております。

まぐろはえ縄漁業、さんご漁業、潜水器漁業に関する公示となっております。こちら公示の内訳については、後ほど別添資料にて説明させていただきます。許可または起業の認可を申請すべき期間は、令和5年4月14日から令和5年5月15日までとなっております。

続きまして、10ページに移ります。

こちらは公示案2となっております。

漁業許可数を制限しない漁業の取扱いとなっております。

1番、かつお一本釣漁業、2番、底魚一本釣漁業に関しましては、対船許可となっておりますので、許可の有効期間が5年。3番、小型定置網漁業、4番、敷網漁業、5番、追込網漁業については、対人許可となっておりますので、許可の有効期間が3年となっております。

いずれも許可または起業の認可を申請すべき期間は、令和5年5月15日から令和5年11月30日までを設定しております。

公示案については以上になります。

続きまして、別添資料に移らせていただきます。

別添資料の表紙、5番の許可等をすべき数を管理する漁業の許可に係る新規及び更新の要望数のページをお開きください。

許可等をすべき数を管理する漁業の許可に係る新規及び更新の要望数、こちらにて、まぐろはえ縄漁業、さんご漁業、潜水器漁業の公示数について確認してまいります。

1番、まぐろはえ縄漁業。今回、新規要望数が1件、公示予定数が1件、増減見込みがプラス1件となっております。

2番のさんご漁業、深海サンゴ漁業に関しましては、新規の要望はありませんでした。ソフトコーラル漁業に関しましては、更新対象者が4件、更新見込数が3件、新規の要望が3件。公示数が計6件となっており、増減見込みはプラス2件となっております。

3番、潜水器漁業許可の新規及び更新の要望数に移ります。こちらは各共同漁業権に対しての公示件数が記載されております。簡単に合計だけ紹介させていただきます。現在の許可数が1,629件、更新の対象者数が165件、それに対して更新見込数が143件、新規の要望数が33件、今回の公示予定数が176件となっており、増減見込みはプラス11件となっております。

次のページに移ります。

こちらは許可等をすべき数を制限しない漁業の許可の発行数となっております。かつお一本釣が21件、底魚一本釣が356件、小型定置網が62件、敷網が15件、追込網が119件、以上、現在発行されている許可の数となっております。

それでは、議案書に移らせていただきます。

議案書の17ページをご確認ください。

こちらは今回の諮問に対する答申案となっております。今回の諮問に併せてご審議いただくようよろしくお願いいたします。

以上、事務局からの説明になります。ご清聴ありがとうございました。

○上原議長 ただいま第2号議案について、事務局より説明がございました。その中で何か委員の皆様からご意見、ご質問等がありましたら、お願いをいたします。

○八前委員 いいですか、会長。

○上原議長 はい、八前委員、お願いします。

○八前委員 少し教えてください。

7ページのさんご漁業（ソフトコーラル漁業）については、許可すべき漁業者の数が6で、操業区域が沖縄県地先海面ということは、沖縄県の共同漁業権が設定されている地先全てということでもいいのか、この漁業者というのは、どこかの漁協に所属をしている組合員なのか、それとも員外になっているのか、聞いていい情報であればお願いいたします。

○事務局（米丸） 事務局からお答えします。

ソフトコーラルの漁業に関しては、潜水器を使わずにソフトコーラルを捕られる方を対象に発行している許可になります。この許可を受けている方に関しては、漁協に所属されている方もいれば、漁協に所属していない方もいます。特にソフトコーラル自体が現在、漁業権対象種に設定されているわけではないので、特に漁場の区域の制限なくどこでも素潜りであれば捕れるというような形になっております。

○上原議長 はい、どうぞ。

○八前委員 免許を与えることは別にいいとは思いますが、漁業者じゃない方、員外の方が、例えば捕るときに、県としてはその漁協に一言言ってから捕るとかというような指導というのはしているのでしょうか。

○事務局（米丸） 個別にという話であれば、個別にそこまでは説明していません。共同漁業権の対象ではないというところもあるので、現状ではそこまで細かい説明はしておりません。

○八前委員 トラブル等をなくすという観点から、できればこういうことをするという免許証は持って、もちろん携帯しているとは思いますが、そういうことを地元の漁協さんなりに伝えてからやられるとトラブルなく今後できるのかなとは思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（米丸） そうですね、素潜りをやられるような方に関しても、地元の漁協とトラブルがないようにという話はしておりますので、ソフトコーラルについてもそのような説明はしていきたいと思えます。

○八前委員 あと1点、この捕る量とかの規制というのはあるのかどうかというのと、報告をしてもらっているのかというところはどうでしょうか。

○事務局（米丸） 捕る量に関しては、特に上限を設けているわけではありません。漁獲量に関しては、令和2年の12月、漁業法改正から毎年漁獲実績については報告していただくことになっていきますので、員外の方からの報告は出てきているような状態ではあります。

○八前委員 ありがとうございます。

○上原議長 ほかがございませんか。

特にないようですので、第2号議案、「知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案」について、17 ページ、事務局提案のと通りの答申案について、提案のとおり承認するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」という声、あり）

○上原議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第2号議案については事務局提案の公示案のと

おり承認することといたします。

【第3号議案 浮魚礁の承認申請について】

○上原議長 次に第3号議案、「浮魚礁の承認申請について」を提案します。

事務局より説明をしてください。

○事務局（秋田） よろしく申し上げます。

事務局から説明いたします。

議案書 18 ページをご覧ください。

浮魚礁の敷設承認につきましては、ご存じのとおり、有効期間は最長で1年で、承認日からその承認日の所属する年度の最終日までとなっております。また、浮魚礁の委員会指示は近年、毎年更新しておりますので、指示の番号もその都度変わっております。

今年度発動している委員会指示は、委員会指示集 1 ページからに掲載されております、沖縄海区漁業調整委員会指示 5 第 3 号となっております。

その一部を抜粋したものを 18 ページの枠内に掲載しております。今回の委員会には、再承認 5 基の申請があります。

19 ページをご覧ください。

敷設承認申請に当たって必要な手続の種類を示しております。今回の再承認申請に係る箇所については、赤色の枠で囲っております。ごめんなさい、枠が印刷の都合で消えてしまったのですが、再承認と書かれている部分のフローになります。再承認の手続の期限は、委員会指示の第 5 第 1 項にあるとおり、6 月 30 日までとなっております。そのため、例年 4 月から 7 月の海区委員会にかけては、再承認の申請があります。

20 ページ目は申請書と承認証の様式となっております。

続いて、21 ページ、22 ページをご覧ください。

こちらは、ブロックごとの承認状況と申請状況を示したものです。

今回、第 2 ブロック久米島町から再承認 4、第 3 ブロックから知念漁協、これは 1 基の再承認申請があります。

次の 23 ページに、申請書と敷設状況を示した証拠書類などから、事務局が判断した結果を掲載しております。久米島漁協の 4 基については中層型で、魚探の映像から礁体を確認しており、知念漁協の表層 1 基については、添付された海面の写真から敷設状況を判断しました。また、24 ページから 33 ページにかけて、再承認 5 基分の申請の概要を掲載しております。

なお、今回、知念漁協から申請のあった件については、協議位置と確認位

置の差が緯度、経度ともに2分以内でしたが、その差がぎりぎりであったため、第3ブロックにおける協議書の提出を受けており、事務局で内容を確認しております。枚数が多いのでこの議案には協議書はつけておりません。

また、34 ページ、35 ページに、ブロックごと、設置団体ごとに浮漁礁の設置位置を示しております。

なお、今回の申請が承認されますと、漁協、市町村で5基が承認されることとなります。

事務局からは以上です。ご審議をお願いいたします。

○上原議長 ただいま、第3号議案、浮漁礁の敷設承認申請再承認について、事務局より説明がございました。

この件について、何かご意見、ご質問等ございましたら、よろしく願いをいたします。

○上原議長 特にご意見等ございませんので、お諮りをしたいと思います。

浮漁礁の敷設承認申請再承認、久米島漁協の4基、知念漁協の1基について、提案のとおり承認をしてよろしいでしょうか。

（「はい」という声、あり）

○上原議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第3号議案、「浮漁礁の承認申請について」は、事務局提案のとおり承認することといたします。

〔第4号議案 ウミガメの採捕申請について〕

○上原議長 次に第4号議案、「ウミガメの採捕申請について」の提案をします。

事務局より説明をしてください。

○事務局（秋田） よろしく申し上げます。

36 ページ、第4号議案をお開きください。

ウミガメの採捕承認申請について。今回は、漁業での変更申請が1件提出されております。

36 ページの議案書の下段のほうに採捕承認予定頭数の記載があります。漁業による捕獲頭数の枠は、アオウミガメ 205 頭、アカウミガメ 6 頭、タイマイ 28 頭となっております。漁業以外の試験研究、養殖その他を目的とした捕獲につきましては、その枠外となっております。

次の 37、38 ページは、今回の申請に対する承認案となっております。

続いて、39 ページは、読谷漁協からの申請書となっております。

今回の申請の種類別の内訳は、漁業用でアオウミガメ 5 頭の追加承認が申

請されており、承認が得られれば読谷漁協の承認数は、アオウミガメ 15 頭、アカウミガメが 3 頭、タイマイが 1 頭となります。

漁業目的の採捕数には上限が設定されているため、既定の基準で承認数を定めております。その基準は 40 ページに記載されております。

続いて、41 ページに今回の申請内容と今年度の承認数及び前年度の実績の概略を記載しております。

なお、今回で申請が承認されますと、アオウミガメの承認枠 205 頭が全て埋まり、令和 4 年度漁期の許可頭数が全て承認されることとなります。

事務局からは以上です。ご審議をお願いいたします。

○上原議長 ただいま、第 4 号議案について、事務局より説明がございました。本件について、何かご意見、ご質問等がありましたら、よろしく願いをいたします。

特にご意見がございませんので、お諮りをしたいと思います。

今回、読谷漁協からアオウミガメの増枠、これまでの 10 頭を、5 頭増枠をして 15 頭ということでの申請について、申請のとおり承認をするということで、よろしいでしょうか。

（「はい」という声、あり）

○上原議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第 4 号議案については、提案のとおり承認することといたします。

議案としては以上になります。

〔報告事項 スジアラ・シロクラベラの体長制限周知状況について〕

○上原議長 以降、事務局より報告事項等があれば、よろしく願いします。

○事務局（秋田） よろしいでしょうか。

事務局からご説明します。

令和 5 年度 4 月 1 日より有効となっているスジアラ及びシロクラベラ資源の保護培養に関する委員会指示については、今回の改正によりその適用範囲が沖縄県全域となり、遊漁についても対象となりました。そのため、海区漁業委員会事務局では、指示集 35 ページ、お手元の背表紙がついているものですが、35 ページに示しているポスターやチラシを配布するなどして、制度の周知に努めているところです。

そこで今回は、これまで実施してきた周知活動について、この場を借りてご報告させていただきます。

まず、県関係では、令和5年2月10日に記者懇談会を開催し、制度の概要と協力の呼びかけを行ったほか、広報「美ら島沖縄」3月号、4月号への記事掲載、3月13日にはツイッターでの発信、3月18、19日の放送の県広報番組「うまんちゅひろば」でのインフォメーション画面での紹介を行いました。

また、ポスターについては、県関係機関、町村漁協及び海事事務所や警察、県警、海保等の関係機関での掲示を依頼したほか、県内のローソン12店舗、セブンイレブン137店舗での掲示、配布を行っております。

さらに、今後は県内の釣り具店等でも掲示や漁業取締船はやてとの連携した周知を行っていく計画です。このほかにも石垣市水産課からは、本市に関して、市の公式SNSで周知する旨、連絡があり、チラシのデータ提供について、準備を進めているところです。

アカジン、マクブの体長制限に関する指示は、今回初めて遊漁者も対象となっています。来月には大型連休も控え、遊漁者による採捕や支持の内容に対する問合せが増えてくることが予想されますので、事務局といたしましては、引き続き関係各所と協力しながら、周知と理解の促進に取り組んでまいります。

報告は以上です。ありがとうございました。

○上原議長 今、アカジン、マクブの規制について、取組状況を報告ございました。

この件について、委員の皆さんから何かご意見等がありましたら、お願いをいたします。

○上原議長 赤嶺委員、お願いします。

○赤嶺委員 事務局に聞きたいのですが、今年からこの遊漁者のほうも徹底するようになっていきますよね。陸で釣りをやっている方々がゴールデンウィークはいっぱいすると思います。特に屋我地島周辺、向こうは小型のマクブがよく上がってくるみたいで、そういう釣りをやっている人たちへの監視とかは県のほうでやるのですか。地区の漁業者がやるのですか。

○事務局長（井上） 監視のほうは、ゴールデンウィークで今回釣りをする人たちも対象になるということで、はやてのほうでは一応計画をさせてもらっています。また、ゴールデンウィーク前に、プレスリリースやホームページの紹介をして周知を図っていく予定になっております。

○赤嶺委員 ありがとうございます。

○上原議長 ありがとうございます。

ほか、特になければ、会議は終了したいと思います。

最後に附帯決議を取りたいと思います。

本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については、事務局に一任するというので、附帯決議よろしいでしょうか。

(「はい」という声、多数あり)

○上原議長 ありがとうございます。

これをもちまして本日の委員会は終了いたします。ありがとうございました。

事務局にマイクを戻したいと思いますので、よろしくお願いします。

○事務局長（井上） 会長、ありがとうございました。

本日本日予定していた議案について、無事終了させることができました。委員の皆様、長い時間、本会議の審議ありがとうございました。

次回の海区は、5月12日金曜日、14時から予定しています。会場はこちら、県庁6階第2特別会議室での開催を予定しております。

また、今後の開催形式についてなのですが、コロナウイルス感染症の感染が収まりつつありますが、利便性の観点から引き続き今後もウェブ併用を検討しております。

本日はお疲れさまでした。ありがとうございます。

○上原議長 皆さん、お疲れさまでございました。

令和5年4月14日

議長

議事録署名人

議事録署名人